

# 大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱

制 定 平成27年7月3日  
最近改正 令和7年12月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、病児・病後児保育事業の事業実施者に対して、利用予約のキャンセルをインターネットを活用して効率的に処理する予約システムの整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するにあたり、補助要件その他について、必要な事項を定めることにより、病児・病後児保育事業を効率的に実施できるようにすることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、病児・病後児保育事業とは、大阪市病児・病後児保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1号及び第2号に規定する事業をいう。

## (補助要件)

第3条 補助を受けるには、第5条第1項に基づく交付申請時に、本市が病児・病後児保育事業を委託している者又は本市が実施する病児・病後児保育事業の委託事業者募集（以下、「公募」という。）に応募し、新たに本市により事業者として選定された者であって、本市が公募時に指定する時期に病児・病後児保育事業を開始することができる者でなければならない。

## (補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 利用予約日前日の業務終了から利用予約日当日の業務開始までの間において、利用予約をした者が利用が必要でなくなった場合に、インターネットを介して利用予約のキャンセルができるとともに、利用予約のキャンセルがあった場合に利用キャンセル待ちをしている者に自動で連絡し、連絡を受けた者が利用予約することを可能とする機能を含むシステムの導入に係る経費。ただし、定期的に発生するシステムの使用料、通信費、機器購入費及び機器のリース料は補助対象としない。
  - (2) 前号のシステムの導入時に行うカスタマイズ（病児・病後児保育事業と関係性があり、病児・病後児保育事業の実施にあたって必要となるカスタマイズに限る。）に係る経費。
  - (3) 補助金の交付を受けようとする者が、病児・病後児保育事業以外の事業において、カスタマイズを行うことにより第1号に規定する仕組みを導入することができる場合は、当該カスタマイズに係る経費。
- 2 補助金の額は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の2分の1とし、補助限度額は20万円とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

## (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助事業に

係る契約予定日の30日前までに市長に提出しなければならない。なお、当該契約については、次条に規定する交付決定後に行うこと。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書及び工程表
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象に係る見積書の写し
- (4) 導入するシステムの概要が分かる資料
- (5) その他、本市が必要とする書類

#### (交付決定)

第6条 市長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

#### (交付の時期等)

第8条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

#### (補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金内容変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、補助対象経費が入札の結果又は事業の見直し等により減額となった場合で、減額となる補助金の額が交付決定額の100分の10に満たない場合とする。ただし、補助事業の目的に変更がなく、補助対象経費が増額とならない場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第5条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第11条 補助事業者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業に係る契約関係書類の写し

(3) 補助事業に係る領収書又は経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し

(4) 前号に規定する書類で証明される金額が、第2号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書

(5) 導入したシステムの概要が分かる資料

(6) その他、本市が必要とする書類

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

### (決定の取消し)

第15条 市長は、規則第17条第3項の規定による通知を、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

### (交付の条件)

第16条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させことがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業完了後に、消費税、地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を市に返納しなければならない。

### (関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第14条の通知を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

### 附則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円  
(2) 算出の基礎

①補助対象経費	②補助基準上限額	③補助額 (①の合計額と②の いずれか少ない額)
円	円	円

※③の補助額は千円未満切捨て

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称  
病児・病後児保育事業予約システム整備事業
- (2) 目的
- (3) 内容

3 補助金を必要とする理由

#### 4 添付書類

- (1) 事業計画書及び工程表
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象に係る見積書の写し
- (4) 導入するシステムの概要が分かる資料
- (5) その他、本市が必要とする書類

様

大阪市長 ○○○○○○

大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（要綱第9条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支店等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付せざることがある。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存しなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (6) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (7) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大正青第 号  
年 月 日

様

大阪市長 ○○○○○○

大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金については、  
次の理由により交付しないこととしたので、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱  
第6条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

### 大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金の交付決定について、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第7条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金内容変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

### 大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、  
大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり中止・廃止  
の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令こ青第 号  
年 月 日

様

大阪市長 ○○○○○○

大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金補助金について、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

### 大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、  
大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告  
します。

1 補助金の予定金額 金 円

2 補助事業の名称

病児・病後児保育事業予約システム整備事業

3 補助金の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号

年 月 日 大阪市指令こ青第 号

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業に係る契約関係書類の写し
- (3) 補助事業に係る、領収書又は経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し
- (4) 前号に規定する書類で証明される金額が、第2号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その  
理由書
- (5) 導入したシステムの概要が分かる資料
- (6) その他、本市が必要とする書類

(様式第9号)

大正青第 号  
年 月 日

様

大阪市長 ○○○○○○

大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

### 大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

#### 1 取消しの内容

#### 2 取消しの理由

(様式第11号)

年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては  
その名称、代表者の氏名)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定を受けた大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金について、大阪市病児・病後児保育事業予約システム整備補助金交付要綱第16条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 金                            円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額） 金                            円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの